

お知らせ

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について 【市民課・税務課】

下記期間中、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため利用できません。ご理解ご協力をお願いします。

●サービス停止期間

7月17日(水)  
午前6時30分～午後11時

●問い合わせ

- 市民課 住民係 ☎33-1131
- 税務課 市民税係 ☎33-6212



ごみの福祉収集について 【生活環境課】

介護度の高い高齢者や障がい者が一人でお住まいの場合など、家族や近隣の協力が得られない世帯を対象に、玄関先など決められた場所まで収集に向う「福祉収集」を実施しています。決められた日にごみが出ていない場合には利用者への声掛けを行い、応答がなければ不在連絡票を入れ、申請者との間で決められた方法で代理人などに連絡します。

詳しくは、お問い合わせください。

●対象世帯（下記①②の条件を全て満たす場合）

- ①橋本市内に住所を有すること
- ②高齢者や障がい者のうち、以下のいずれかに該当する人のみで構成された世帯
  - ・要介護認定区分が要介護1～5の人
  - ・身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する人
  - ・療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する人
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する人

●問い合わせ

生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

毒きのこ「カエントケ」に注意 【生活環境課】

「カエントケ」は毒性が非常に強く、誤って食べてしまうと死に至る可能性があるため、非常に危険です。夏から秋にかけて枯れたナラ類の根際に発生し、触ただけでも炎症を起こすことがありますので、絶対に触ったり、食べたりしないでください。



●特徴

表面はオレンジ色から赤色、細長い円柱状または棒状で、土から手の指が出ているように群生または単生する。中は白く、硬い。

●食べたときの症状

食後30分から、発熱、悪寒、嘔吐、下痢、腹痛、手足のしびれなどの症状を起こし、2日後に脳神経障がいなどにより死に至ることもある。

●問い合わせ 生活環境課 生活衛生係

中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画変更案の縦覧 【まちづくり課】

中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更を行いますので、変更案について縦覧します。変更案について意見のある住民または利害関係者は和歌山県知事に意見書を提出することができます。

●計画変更案の縦覧

- ・縦覧期間 7月17日(水)～30日(火)
- ・縦覧場所 まちづくり課 市街地整備係（市役所北別館）

●意見書の提出

- ・提出期間 7月17日(水)～8月13日(火)
- ・提出先 県庁 都市政策課

●問い合わせ

まちづくり課 市街地整備係 ☎34-1235

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

市でも保護司会や更生保護女性会、行政などの関係機関で推進委員会をつくり、街頭での啓発活動や標語・作文募集などに取り組んでいます。

また、市内各所に小中学生の入選標語を掲示します。家庭や地域の役割を考える機会としてください。

●問い合わせ 生涯学習課 ☎33-3704



介護者交流会

家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。

●日時 7月10日(水) 午後1時30分～

●場所 保健福祉センター

●問い合わせ 地域包括支援センター ☎32-1957

下水道への接続工事は速やかに！ 【下水道課】

下水道への接続は供用開始から3年までと法律で定められていますが、3年を経過しても下水道への接続が済んでいない家庭が多く残っています。

下水道は、各家庭のトイレや台所などから流される汚れた水をきれいな水に処理し、紀の川に返す役目を担っています。

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、皆さんに利用していただくことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境が改善されます。

下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、速やかに接続をお願いします。

●問い合わせ 下水道課 計画係 ☎33-3160

募集

警察官採用試験説明会を開催します 【政策企画課】

●説明会の日程・時間・場所

日程	時間	場所
7月6日(土)	午前10時～	橋本警察署
7月7日(日)	午前10時～	かつらぎ警察署

●受験資格（昭和62年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた人）

- 警察官A 大学を卒業した人、または令和2年3月末までに卒業見込みの人
- 警察官B 警察官Aの受験資格に該当しない人

●問い合わせ

- 橋本警察署 ☎33-0110
- かつらぎ警察署 ☎22-0110

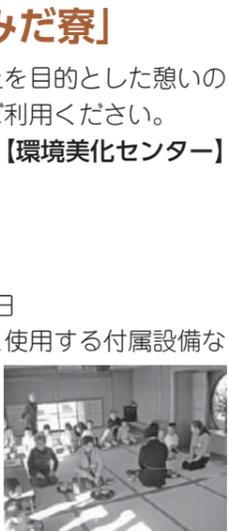


ご利用ください！憩いの家「すみだ寮」 【環境美化センター】

すみだ寮は、市民の皆さんの健康増進と福祉向上を目的とした憩いの家です。各種団体の親睦会やサークル活動などにご利用ください。

- 施設内容 和室（2室）
- 付属設備 カラオケ、将棋、囲碁
- 利用料 無料
- 休 寮 日 月・火曜日および12月28日～1月4日
- 申込方法 利用希望日の7日前までに利用目的と使用する付属設備などを申し込んでください。 ※利用の取消しや変更は利用日の3日前までをお願いします。

●申し込み・問い合わせ すみだ寮（隅田町中島1056-4） ☎36-1007



7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー 【消費生活センター】

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。市内の家庭から出る可燃ごみの約半分が「手付かず食品」「調理かず」「食べ残し」で占められています。

家庭から出る食品ロスの「見える化」を親子で取り組むことで、食べ物に対する消費者の意識啓発につなげることを目指し、調査を実施します。親子で楽しく取り組んでいただける内容となっていますので、ぜひご参加ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

●対象者 市内に在住、在学する児童・生徒（ご家族で取り組んでいただける人）

●募集人数 50人

●内容 夏休み期間中の7日間において、手付かず食品や食べ残しを廃棄するたびに、「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」に記入

●提出期限 9月30日(月)

●提出方法 消費生活センターへ直接お持ちください。

●その他 調査結果をとりまとめの上、市ホームページで公表します。また、参加者全員に、参加賞をプレゼントします。

●申し込み・問い合わせ 消費生活センター ☎33-1165

